

第 5796 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2017年)平成29年 9月14日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyou.com>

⇨ 相続税の納付と贈与税

Q：全ての相続人の相続税を母親の口座からまとめて引き出し、納税しました。何か問題ありますでしょうか？

A：贈与税の問題が生じますので注意してください。

【解説】

相続税は、相続又は遺贈により財産を取得した者の被相続人から、これらの事由により財産を取得したすべての者に係る相続税の総額を計算し、その相続税の総額をそれぞれの相続人が取得した財産の価格に応じて按分計算します。

その税額が、各相続人の納めるべき相続税になるのですが、この納めるべき相続税額を本人以外の相続人が納付しますと、贈与税の問題が生じますので、注意してください。

同様の事案につき、贈与税が課せられ、争った裁判事例がありますが、要旨、次のように判断され、棄却されています。

- ①請求人は、本件相続税額が納付された日の前日において納付税額を超える預貯金を有していたのであるから、自分で納税資金を準備することが困難であったとは認められない。
- ②仮に何らかの事情で準備が困難であったとしても、返還約束があったというのであればその約束どおり返還するのが通常であると考えられるのに、本件相続税額が納付された後において、母名義の預貯金等口座へ入金している事実はないから請求人は、これを母に返還していないと認められる。

